

水産流通の適正化推進会議（第2回）

（議事要旨）

- 日 時：令和6年10月3日（木）14:00-16:00
- 場 所：水産庁中央会議室
- 出席委員：別紙のとおり
- 事務局：藤田水産庁次長、河南漁政部長、中平加工流通課長、古川水産流通適正化推進室長、鈴木かつお・まぐろ漁業室長、大森生態系保全室長
- 議 題：水産流通適正化制度（特定第二種水産動植物）をめぐる状況と課題について

- 水産庁から「【水産庁説明資料】水産流通の適正化推進会議（第2回）」について説明。
- 委員からの主な意見は以下の通り。

〈全体について〉

- 制度のレビューとして、今後の対策を進めていく観点でも、制度開始後に、本規制によりどの程度の件数について、輸入を止められたのか知りたい。国・地域毎が難しければ魚種毎の摘発件数を聞きたい。制度のインパクトを検証していくため、当局として、企業名はともかく、摘発件数等を把握していきたい方向であるという理解をした。
- 今回期待されたレビューは、手段と目的のうち、手段に対するレビューが多く、本来の目的である違法な採捕の恐れがある国際資源の保存・管理に対して本制度が効果をもたらしているか、対外的に公表してもよいと考える。
- 本制度は、日本の漁業者を守るために必須である。IUU 漁業由来の水産物は不当に安価であることが多く、日本に流入すれば、正規にルールを守る国内の漁業者が価格で負けてしまい、日本の水産業を衰退させてしまう。
- 事業者が IUU 漁業由来の水産物を取り扱えば、金融機関からの融資停止や、海外では消費者からの訴訟も生じている。共同宣言書（植松委員提出資料）は、企業やレストラン等が連盟で、IUU 漁業対策の強化を求める資料であり、非常に大勢の方が共通認識を持っている。本会議でも対策強化をしっかりと行っていることがわかる結果にしてほしい。

〈制度の運用について〉

- 宣誓書を利用する場合、輸入業者が採捕漁船や施設等の情報を調べ、適法性を宣誓する必要がある。例えば制度が未整備の国からの輸入の場合、取得情報にミスがある可能性もありうるが、通関が終わった後に、申請内容に誤りがあった場合の責任の所在は輸入業者とならないようにしていただきたい。

- モロッコ漁船が採捕したイカをタイで加工し、日本に輸入する商流について、モロッコからタイへの輸出時には、最終的な輸出国が日本と決まっていな中で、本制度で必要な適法採捕証明書ではなく、仏語の漁獲証明書が発行される事例がある。この場合、日本への通関には使用できないため、英訳を添付することが負担になるため、仏語でも通関可能とするなどの運用にしてはどうか。
- 具体的に一つ一つの問題を解決しなければ、円滑な貿易業務が進まないため、当局には対応をよろしく願いたい。
- まずは電子化を進めて官民の負担軽減を行い、その中で、EU と協調して世界基準を作る方向で進めていってほしい。
- 国産原魚を第三国で加工等し、輸入する場合は、適法採捕証明書の作成に漁協や地方卸売市場の協力が不可欠だが、北海道では政府の支援もあり、電子化システムを進んだが、本州の小さな漁協では職員が少なく、システム化もされていない場合は、証明書申請のための許可書類等を集めることが負担となる。
- 漁協や産地市場では、水揚げされた段階で輸出に仕向けるかはっきりせず、例えば4年後に書類を求められても業者が廃業し、伝票も集めようがないケースも考えられる。
- 北海道では、販売時に証明書発行のための必要なデータは全て保存されているが、知事許可漁業のみに対応しており、大臣許可漁業や相互入漁のケースなどはどうしても手入力情報が増えてしまう。漁業者 ID や漁業許可のデータなどを一元的に管理する仕組みを早く整備していただきたい。
- どのタイミングで加工されて再輸入されるかわからないので、例えば漁協単位で持っている魚種、水揚げ地と出荷日の情報のみで証明書を発行できるようにするなど、少し簡易化を図ってもらえないか検討いただきたい。
- 当局において、問題が生じている部分をしっかり修正していくことが非常に重要だと考えるので、引き続き徹底してやっていただきたい。
- 国際的なトレード商品、例えばエビに関しては、トレーダーが最終的な仕向先を決めずに仕入を行い、採捕国と加工国が異なることも多々ある。そういった魚種は、EU や米国等の国際的な形に合わせていくことを意識し、関わる業者が流通しやすくしなければ日本市場の末端にコストが跳ね返るため、競争力の確保を制度として心がけていただきたい。

- 業務実態に沿った制度作りが必要で、役所一つではとても大変なこと。本会議等を通じ、業界の方々からも不具合や要望を出してもらい、上手く機能しない状況等を当局がはっきり聞いて、手を加えていくしかない。
- 本制度のモニタリングに関し、例えば税関での水際がどうなっているかなど関心も高いが、関係省庁とも連携する必要がある、IUU 漁業対策に係る省庁間の意識づくりも含め、相当時間がかかるとの印象を持っている。
- まずは4魚種で開始し、制度の完成度が上がれば魚種を増やし、危険度の高いものから規制していく筋書きはどうか。現状ではまだ慣らし運転のような状態。まずは関連省庁と民間との間でしっかりと体制づくりを行っていくことが重要である。
- 本制度の考え方として、水産関係のコミュニティ作りという考え方もある。規制されるというよりかは、みなで適切な水産物を流通させ、みなで怪しいものを流通させないようにする。そうした状態にもっていくことを念頭において法律を運用していくべきと考えている。

〈魚種の指定について〉

- 魚種の拡大を検討するロジックに於いて、指定基準1が非常に重要で、海外の政府レポートを詳細に確認してリスク評価したとのことだが、二国間の協定で定められた事項を守っていないこともIUU 漁業としてピックアップされうる中、どこまで網を掛けていくか、非常に難しいが、なるべく幅広く対応していただいたと理解した。
- 全魚種対象が理想だが、スモールスタートで始めた4魚種でも電子化が進んでいない中では中々進められないと思うが、こうした中で今般のリスク分析は非常に良い方向である。
- リスクの状況は刻々と変わっていくものであるから、2年毎にレビューするのではなく、リビングドキュメントに近い形でアップデートし、要すれば、こういった会議を開催していくことが良いのではないか。
- 今般のリスク分析については、EUのカーディング制度の魚種版に近い印象を受けた。例えば警戒レベルとして、レッドや要注意魚種といった名称をつけ、「マーケットも含めて取り扱いを注意すべき」、「情報収集する必要がある」といったメッセージを発信してはどうか。指定基準1で言えば、シラスウナギやカニなど、IUUリスクの高い魚種もある。

- 今回の結論として、直ちに指定する魚種の余地はなく、次に指定されるのはサメとあるが、商業的にみると輸入額は大分小さく、他に大きい額の魚種もある中、これを見た国内外の関係者がどう評価するか、留意する必要がある。
- 基準に対して指標をどう置くかで結論が結構変わってくると考えており、前回議論のマルかバツかの整理から脱却し、リスクラベリングしたことは評価するが、資料 p28 リスク度合いが不明と記載してしまうと、結局よくわかっていないと思われる。中々顕在化しないことが IUU 漁業の特性であり、リスク度合いの説明の仕方には一考の余地があると思う。
- 例えば指定基準 2 の指標②-3 の単価について、何故指定基準 2 に入っているかわかりにくいので、この指標について、単価が高く IUU 漁業のインセンティブが働いてしまうと整理し、指定基準 1 に入れてはどうか。
- また指定基準 1 については、漁業の手法・特性によって評価を行うのも一案と考えられ、例えば遠洋漁業により様々な国の海域で漁業を行う場合、順守すべき法令が多いことを背景に期せずして IUU になりやすい、というような切り口で指標を作成してはどうか。こうした場合には、リスク度合いの評価がまた変わってくると考えている。
- スクリーニングを精緻に行ったことは評価できる。他方、直ちに追加する魚種がないと発信すると、国際社会の IUU 漁業に関する認識や日本への期待とギャップが大きく、これが新たなリスクとして、例えば国際的な報道機関等が日本のサプライチェーン上の粗探しをする可能性があり、企業にとってリスクになる。そういったものを予防的に止めることが大事なのではないか。
- EU は全魚種、米国は輸入の 50%程度を規制の対象としており、これらの国は予防措置として、リスクを未然に防ぐことが重要で、IUU 漁業の”I”違法なものは輸入しないことは当然として、”UU”無報告と無規制は、世界の闇の中に入ってしまうからこそ、表に出る前に予防措置をとることが国際的な動きであり、世界でも主要な水産市場である日本に対し世界が求めていることである。
- 日本の水産市場において、サプライチェーン上のリスクをゼロにすることを日本政府はグローバルにコミットしており、全魚種を指定すべきと考えているが、すぐに無理なこともわかっているので、ロードマップをどう描いていくか議論していただきたい。
- 養殖を対象とするか前回整理しきれなかったが、養殖を規制の対象に含めることは、国際的な競争で日本が負けなために重要であると強く感じている。

- サメ類については対外的な打ち出し方として、例えば資料 p29①に、準備が整い次第対象魚種にすると明言したほうがよい。年数を打ち出せばよいが、少なくとも準備でき次第と記載すれば、マーケットも準備ができると思う。国内の多くのステークホルダーから見て、規制が強化され、進んでいることをわかりやすく示すべきではないか
- サメについては、リスクが高いことはわかっているのだから、特定第一種のシラスウナギと同様に令和何年までに対象とするといった形で言い切るのが大事ではないか。
- まぐろ類については、外為法の規制があるため指定基準4で外れているが、元々IUU 漁業対策ではなかったと思うが、その内容が含まれているのであれば、外為法も含めてパッケージでIUU 漁業対策していると発信してはどうか。
- EU、米国、新たに制度を導入する豪州でもエビは輸入規制の対象となっており、国際市場からはじかれたエビが大量に日本に流入するリスクが容易に想像できる。こうした産品から日本市場や企業を守るのが重要ではないか。また、人権の観点から急いで手当てする必要があるが、まだ先のことと感じており、IUU に焦点を当てて決めてはどうか。
- 指定魚種の追加について、IUU 漁業の撲滅はその通りで、全魚種対象との理想を掲げることは良いが、その理想を片手に持ちつつ、他方で運用が始まって2年足らずであり、今後特定第一種が4魚種に、特定第二種もまだ満足に稼働していない状況で、次から次へと指定魚種を追加しても、実務を担う事業者も執行当局も対応できないのではないか。
- 法律に定められたことが適切に運用されているか、まずは足元を見た上で、次に進んでいくことが良いやり方ではないかと考えており、将来的な目標は下げずに、まずは決まっていることを現実的に一步一步進める必要がある。
- IUU 漁業由来の水産物の流通規制強化の方向性については、議論の余地もなくやっていくべきであるが、日本は水産大国でありながらサステナビリティの意識やMSC、ASC 認証の産品が売れないことが課題と考えている。
- 指定の基準について特に異論はない。まずはリスクのある魚種を評価、調査し、それがある程度の影響があれば、必要性や実効性を踏まえ、対象としていくことが原則である。本当にリスクがあればやっていく必要があるが、まずはリスクをしっかりと見極めることと、現行制度をしっかりと回していくことが重要である。
- 本制度でIUU 水産物の日本への流入を防げたかの効果検証があって、対象魚種を増やす議論があるべきなので、数字は欲しい。特に悪意を持つ者に対する抜け道を完全に防ぐことができているか、気になる。

- 協議完了国はまだ 48 か国であり、証明書が適切に発行されずに宣誓書による対応となっているところが一定数ある中で、宣誓書に不備があった場合に悪意があるかを誰が判断するのか等、法律事項であるにも関わらず固まっていけない状況において、全魚種を対象としていくことは、時期尚早ではないか。
- 水産物は本当に多種多様で、規制の影響度合いは大小様々ある。そういった中で、規制が進めば、相手国からも同様の規制を求められていくことが考えられる。鮮魚輸出が非常に大きなウエイトを占める我が国では、申請当日に証明書が適切に発行される必要性が出てくる。魚種の拡大については、行政機関の実行可能性や事業者への負担、輸出減速の懸念を含む規制拡大に係る弊害も見極め、徐々に進めていくことが妥当である。
- 水産物は多種多様な商流・物流があり、確実なステップを一步一步踏みながら新しいことへ進む方が受け入れられやすいのではないか。
- 他の制度と同様に本制度も、行政が上手く運用していくには相当程度時間がかかるだろう。制度が成熟するまでに様々なトライ&エラーを起こしながら、細かな変更を加え、管理体制を強化していくしかない。いきなり規制で全ての魚種を対象とする場合は、経済活動を止める覚悟が必要ではないか。

〈人権問題その他について〉

- 人権については、この会議で話し合ったことが重要である。人権は一国では解決できないことであり、諸外国も悩んでいるため、EU やアメリカ、他の国、そしてマーケット等のすべてのステークホルダーと継続して協議しながら世界基準のようなものを作っていく方法で進めていってほしい。
- 本制度について、消費者への理解をどのように伝えていくべきか、販売している従業員に対しどう理解してもらおうか、考えていく必要がある。
- 植松委員提出資料の共同宣言書に名を連ねた企業は、投資会社や NPO から、日本の水産物は IUU 漁業対策が取られていないとのレピュテーションリスクにさらされており、それを一社で解決できないと判断し、皆で解決していこうとの切実なものと感じている。
- 第三回の会議に向けては、IUU 由来の漁獲物の流入を防ぐことは一致しているなかで、当局の執行体制の現状や対象魚種を増やしていくべきとの意見も含め、納得いく形で進めていくその仕切りが非常に重要である。

(別紙)

水産流通の適正化推進会議(第2回) 出席者名簿

	氏名	所属・役職	出欠
1	池上 長志	双日株式会社リテール・コンシューマーサービス本部リテール事業第二部 部長代理	出席
2	植松 周平	WWFジャパン気候エネルギー自然保護室海洋水産グループ IUU漁業対策マネージャー	出席
3	浦和 栄助	東京都水産物卸売業者協会 専務理事	出席
4	瀧波 憲二 (高山 智)	北海道漁業協同組合連合会 代表理事常務 (北海道漁業協同組合連合会漁政部 専任部長)	代理出席
5	竹葉 有記	全国水産加工業協同組合連合会 代表理事専務	出席
6	長岡 英典 (中條 新治)	大日本水産会 常務 (大日本水産会魚食普及推進センター センター長)	代理出席
7	長谷川 新	宮城県水産林政部 副部長	WEB
8	花岡 和佳男	株式会社シーフードレガシー 代表取締役	出席
9	濱田 武士	北海学園大学 教授	出席
10	松田 建作	三菱商事株式会社水産部事業戦略チーム マネージャー	出席
11	三浦 秀樹	全国漁業協同組合連合会 常務理事	出席
12	湯山 一樹	株式会社イトーヨーカ堂鮮魚部 シニアスーパーバイザー	出席
13	横田 繁夫	全国水産物卸組合連合会 常任理事	出席
14	吉田 猛	一般社団法人全国水産卸協会 会長	出席